

看護師・保健師国家試験説明会

(免許申請手続きについて)

日 時 令和5年2月3日(金) 17:00～
場 所 保健学科棟 第5番講義室

<配布資料>

- ①受験票
- ②免許申請書
- ③国家試験受験者留意事項(本冊子) ※保健学科 HP よりダウンロード
 - P 2～ 看護師国家試験 受験者留意事項
 - P 8～ 看護師国家試験 会場略図・試験室
 - P11～ 保健師国家試験 受験者留意事項
 - P17～ 保健師国家試験 会場略図・試験室
 - P19～ 新型コロナウイルス感染症対策について
 - P22 看護師免許申請手続
 - P23 看護師免許申請手続(記入例)
 - P24 保健師免許申請手続
 - P25 保健師免許申請手続(記入例)
 - P26 外国籍の方の添付書類

<説明内容>

- 1. 受験者留意事項説明
- 2. 免許申請手続き書類の注意事項説明
- 3. 卒業にあたっての注意事項
 - ①卒業式の案内
 - ②卒業証明書・成績証明書の追加申請について
(1人1部ずつは必ず配付するが、追加で希望する場合は、2/24(金)までに保健学学生係 ijghoken@jimu.kyushu-u.ac.jp へ申し込むこと。)
 - ③ロッカーの荷物整理について
 - ④進路状況調査票の提出について

第 112 回看護師国家試験受験者留意事項

【受験地：福岡県】

- 本留意事項及び受験票は試験当日必ず携帯すること。
- 本留意事項及び受験票裏面の受験者心得を熟読し、誤りのないようにすること。

- 1 試験日 令和5年2月12日（日曜日）
- 2 集合時刻 8時50分 ※試験場へは公共交通機関を利用してください。
自家用車やタクシー、バイク、自転車の
乗りつけは禁止されています。
- 3 解散予定時刻 17時30分ころ

- 4 試験場 受験番号 00001～02820
会場名 博多国際展示場&カンファレンスセンター
所在地 福岡県福岡市博多区東光2-22-15

受験番号 02821～05220
会場名 中村学園大学
所在地 福岡県福岡市城南区別府5-7-1

受験番号 05221～06570
会場名 九州共立大学
所在地 福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8

受験番号 06571～07180
会場名 九州工業大学戸畑キャンパス
所在地 福岡県北九州市戸畑区仙水町1-1

受験番号 07181～08234
会場名 福岡女学院大学
所在地 福岡県福岡市南区日佐3-42-1

受験番号 08235～09249
会場名 九州大学伊都キャンパス
所在地 福岡県福岡市西区元岡744

※ 指定された試験場以外では受験できませんので、ご注意ください。

5 持参品

- (1) 黒のボールペン
- (2) HBの鉛筆（シャープペンシル不可）
- (3) プラスチック消しゴム
- (4) 鉛筆削り

- (5) 腕時計（電卓、通信又はメモ等の機能がある時計の使用は認めない。）
- (6) マスク（無地のものに限る。）
- (7) 昼食
- (8) その他
 - ア コンパスの使用は認めない。
 - イ 定規（三角定規、分度器機能付きのものを除く。）の使用を認める。
 - ウ 置き時計の使用は認めない。

6 試験に関する一般事項について

- (1) 看護師国家試験出題基準については、「保健師助産師看護師国家試験出題基準 令和5年版」とする。
- (2) 試験中の飲食は禁止する。ただし、事前の申出により特別に許可された場合にはこの限りでない。
- (3) 試験中に机上に置くことができるのは、筆記用具（HBの鉛筆、プラスチック消しゴム）、定規（三角定規、分度器機能付きのものを除く。）、受験票及び特別に許可された物のみとする。
- (4) 試験中及び試験終了後の調査において不正行為が確認された場合には、その受験を停止させ、又はその試験を無効とし、一定期間の受験を認めないなどの処分をすることがある。

なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合がある。
- (5) 答案用紙は2種類あり、どちらか1種類を配布する。
- (6) 試験問題の持ち帰りを認める。
- (7) 試験場は借り上げたものであるから、汚さないように注意すること。
- (8) 試験場内での喫煙は禁止する。
- (9) 試験場内では、全て監督員の指示に従うこと。試験監督員の指示に従わない場合には受験させない、あるいは受験を停止させる場合がある。
- (10) 試験場及び近隣の迷惑にならないように、良識のある行動をとること。
- (11) 感染拡大防止のため、咳・くしゃみ、発熱等の症状がある場合には、あらかじめ医療機関を受診すること。
- (12) 試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、暖かい服装等とすること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。なお、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。
- (13) 試験場では昼食時等を除き常時マスク着用の上、体調不良の場合は必ず試験監督員等に申し出ること。マスクを着用していても、二の腕の内側で口を押さえ、他の人から顔をそむけて咳・くしゃみをすること。

会場においては、感染防止の観点からゴミ箱は設置しないため、鼻汁・痰などを含んだティッシュを含め、ゴミは全て持ち帰ること。

マスクの着用は説明書をよく読んで正しく着用すること。
- (14) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない。
- (15) **濃厚接触者***に該当した場合には、あらかじめ「11 試験に関する照会先」

記載の厚生労働省医政局医事課試験免許室国家試験係に申し出ること。

※ 濃厚接触者とは、保健所から直接あるいは間接的に特定された者を指す。

(16) 濃厚接触者については、以下の要件を全て満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める。

- ① 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）※¹の結果、陰性であること※²
- ② 受験当日も無症状であること
- ③ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- ④ 終日、別室で受験すること

※1 自治体等の指示する検査に限る（自治体等が指示した場合に限り、受験者自身が入手した抗原定性検査キットによる検査を含む）。

※2 厚生労働省ホームページに掲載されている確認票を事前にダウンロードし、必要事項を記載のうえ、試験場に持参すること。なお、事前に確認票を準備できなかった場合には、当日試験場入口にて確認票を必ず記載すること。また、自治体等から陰性証明書を交付されている場合は、併せて試験場に持参すること。

ただし、検査の結果が試験当日までに判明しない場合（初期スクリーニングが行われない場合を含む）又はその余裕がない場合、②、③を満たしたうえで試験場へ来場した者は、別室での受験を認める。

(17) 海外から日本に入国して受験する場合、受験者は防疫対策として要請される事項に基づき行動する必要があることから、余裕を持って入国すること。

(18) 入場時に、濃厚接触者である受験者は、その旨を試験監督員等に申し出ること。

(19) 試験場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合は、抗原定性検査キットによる検査を実施。検査の結果が陽性となった場合は、受験を認めない。陰性となった場合は、別室で受験すること。

(20) 災害等によって国家試験の時間等に変更が生じた場合は、厚生労働省ホームページに掲載するので、注意すること。

○厚生労働省ホームページアドレス

<https://www.mhlw.go.jp>

○試験に関する緊急情報に直接アクセスするURL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000109632.html>

(21) 災害等不測の事態によって、厚生労働省等から直接連絡があった場合はその指示に従うこと。

(22) 試験当日に、以下の①～④のいずれかに該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、必要書類を確認のうえ、受験手数料を返還する。

返還方法については、申請様式を含めて厚生労働省ホームページに掲載するので、確認すること。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者
 - ② 濃厚接触者であり、(16)に掲げる要件を満たさない者
 - ③ 日本の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により試験場に行くことができず、受験を断念した者
 - ④ 試験当日に実施した抗原定性検査キットによる検査の結果が陽性となった者
- (23) 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、今後、新型コロナウイルス感染症対策の内容を変更する場合には、厚生労働省ホームページに掲載するので、留意すること。
- 新型コロナウイルス感染症対策に関するURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html
- (24) 受験者自身や関係者が試験場の周辺で参集することにより、密集状態が生じることのないよう、受験者への止むを得ない付き添いや送迎を除いては、そうした行為を自粛すること。
- (25) 受験者のうちに新型コロナウイルス感染症と診断された者が生じた場合には、積極的疫学調査を目的とした保健所等関係機関の要請により、受験者の連絡先等の個人情報に当該機関に提示することがある。
- (26) 試験当日、以下の①又は②に該当し別室で受験する者については、確認票の提出や抗原定性検査キットによる検査に時間を要すことから、説明開始時刻、試験開始時刻及び試験終了時刻を予定より遅らせることがある。
- ① 濃厚接触者
 - ② 試験場で検温し37.5度以上であり、抗原定性検査キットによる検査の結果が陰性であった者

※学生係で対応のため不要

7 修業（卒業）証明書等の提出について

修業（卒業）見込証明書で出願した者は、令和5年3月10日（金曜日）**午後2時まで**に、出願した看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に修業（卒業）証明書を提出すること。

なお、上記期限までに修業（卒業）証明書が提出できない者については、上記期限までに修業（卒業）判定証明書を提出し、必ず令和5年3月17日（金曜日）**午後2時まで**に修業（卒業）証明書を提出すること。

各期限までに必要な書類が出願した看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出されないときは、当該受験は原則として無効とし、その後、修業（卒業）証明書の提出があっても受験は有効とはならないので特に注意すること。

※ 卒業式の日が3月11日（土曜日）以降であっても、卒業日が確定している場合には、3月10日（金曜日）までに修業（卒業）証明書を提出して差し支えない。

※学生係で対応のため不要

ただし、卒業日が確定していない者については、3月10日（金曜日）までに修業（卒業）判定証明書を提出すること。
※ 卒業年月日欄については、3月17日（金曜日）までに卒業できると確定した日（卒業式の日を含む。）を記載すること。3月17日（金曜日）以降の日が記載されているときは、当該受験は原則として無効となるので、特に注意すること。

8 合格発表及び正解肢の公表について

合格者は令和5年3月24日（金曜日）**午後2時**に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

また、厚生労働省のホームページにおいて、同時刻をもって、正解肢も掲載する。

なお、システムの関係上、掲載に数分間の誤差を生じることがある。（掲載期間は概ね2か月とする。）

電話による照会には一切応じないので厳に注意すること。

○合格速報に直接アクセスするURL

<https://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/successlist/2023/siken05/hp05.html>

※ 最終的な確認は必ず合格証書又は合格者番号一覧で行うこと。

9 成績の通知等について

受験者全員（欠席者及び受験無効者を除く。）に成績を通知することとし、合格者には厚生労働省から令和5年3月24日（金曜日）に合格証書を併せて発送する。

なお、令和5年4月7日（金曜日）までに到着しない場合には、**最寄りの郵便局へ郵便状況を確認した後に**、厚生労働省医政局医事課試験免許室へ問い合わせること。

10 合格者の免許申請について

合格者が有資格者として業務を行うには、免許申請を行い免許の登録を受ける必要があるため、**速やかに免許申請を行うこと。**

手続きの詳細については、厚生労働省のホームページで確認するとともに、不明な点があれば都道府県の衛生主管部（局）医務担当課又は保健所に問い合わせること。

○免許申請手続きに直接アクセスするURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html

※申請書は4月から勤務する病院で統括して提出する場合がありますので、必ず就職先の病院からの指示に従って提出をしてください。

11 試験に関する照会先

(1) 看護師国家試験運営本部事務所

〒135-0063 東京都江東区有明3-6-11 T F Tビル東館 7F

電話番号 03 (5579) 6903

(2) 厚生労働省医政局医事課試験免許室国家試験係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号 03 (5253) 1111 内線 2574、2575、4143

F A X 番号 03 (3503) 3559

- ※ 試験に関する照会先に記載された電話番号への連絡については、午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。)

12 試験時間 (予定)

第112回看護師国家試験		
試験日	2月12日(日)	
	午前	午後
説明開始時刻	9:00	13:40
試験時間	9:50 }	14:20 }
	12:30	17:00

13 交通、略図

14 試験室区分

- ※ 交通、略図、受験番号別試験室については、厚生労働省ホームページに掲載するので、あらかじめ確認すること。

○略図、交通、受験番号別試験室に関するURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/ryuuijikou_0001.html

- ※ 試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車、マイクロバス等での来場は認められないので留意すること。ただし、濃厚接触者である受験者を除く。
- ※ 試験室を間違えた場合、他の試験室では受験できないので注意すること。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策のため試験場内の動線を制限する場合があります。
- ※ 試験日前の試験場への立ち入りは慎むこと。

13 交通、略図

九州共立大学

福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 - 8

・ J R 「折尾駅」 徒歩約 18 分

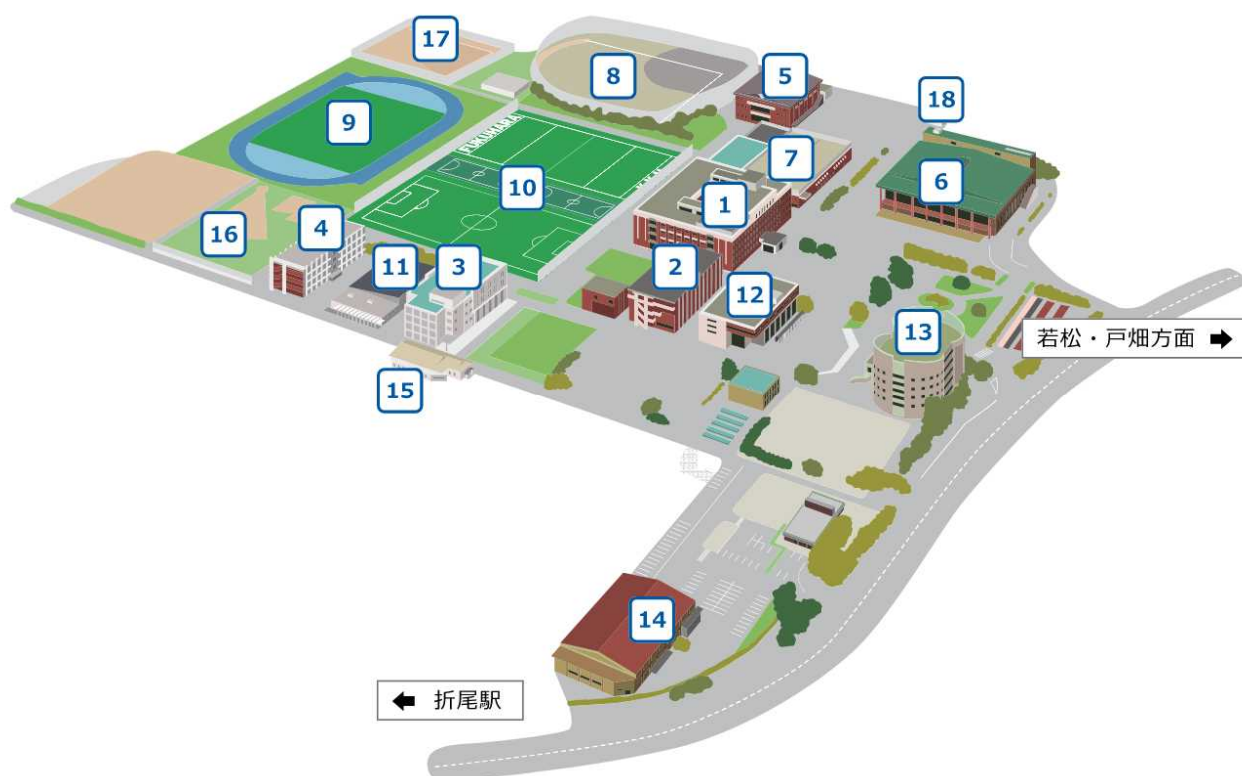
JR利用（JR主要駅～JR折尾駅まで）

JR博多駅	JR小倉駅	JR下関駅	JR大分駅	JR新飯塚駅
特急 約30分 快速 約45分	快速 約20分	普通 約40分	特急 約1時間35分	普通 約40分
▽	▽	▽	▽	▽
JR折尾駅				
徒歩 約18分		北九州市営バス 7分		タクシー 5分
▽		▽		▽
九州共立大学				

●徒歩約18分 ●タクシー5分

●北九州市営バス7分（バス停は北口）浅川經由高須団地行／浅川經由向田営業所行／浅川經由芦屋方面行／浅川經由保養センター行（浅川經由のバスはいずれも可）～九州共立大学前下車





- | | | | |
|------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|
| 1 深耕館 | 6 福原学園鶴鳴記念館 | 11 屋内公認温水プール | 15 光武館（レスリング道場） |
| 2 学思館 | 7 部室棟、多目的室内練習場、
テニスコート（屋上） | 12 図書館 | 16 投てき場 |
| 3 スポーツ学部A館 | 8 野球場 | 13 自由ヶ丘会館（ツインホール） | 17 サブグラウンド |
| 4 スポーツ学部B館 | 9 陸上競技場 | 14 第二体育館 | 18 弓道場 |
| 5 耕技館 | 10 多目的グラウンド | | |

※ 試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車、マイクロバス等での来場は認められないので留意すること。ただし、濃厚接触者である受験者を除く。

14 試験室区分

九州共立大学

(受験番号 05221～06570)

No.	建物	階	教室名	受験者数	受験番号
1	学思館	1	112	94	05221 ～ 05314
2	学思館	1	113	94	05315 ～ 05408
3	学思館	2	124	94	05409 ～ 05502
4	学思館	2	125	88	05503 ～ 05590
5	学思館	3	131	120	05591 ～ 05710
6	学思館	3	133	102	05711 ～ 05812
7	学思館	3	134	120	05813 ～ 05932
8	学思館	4	141	318	05933 ～ 06250
9	学思館	4	142	320	06251 ～ 06570

試験室の見方

例) 受験番号 05300 の場合

上記表のうち、受験番号 05300 は 05221～05314 に該当することから
学思館 1階 112 が試験室となる。

注1) 試験室については、当日、試験場内の試験室に掲示してある受験番号でも確認すること。

注2) 試験室を間違えた場合、他の試験室では受験出来ないので注意すること。

第 109 回保健師国家試験受験者留意事項

【受験地：福岡県】

- 本留意事項及び受験票は試験当日必ず携帯すること。
- 本留意事項及び受験票裏面の受験者心得を熟読し、誤りのないようにすること。

- 1 試験日 令和5年2月10日（金曜日）
- 2 集合時刻 9時50分
- 3 解散予定時刻 15時45分ころ **※試験会場へは公共交通機関を利用してください。
自家用車やタクシー、バイク、自転車の乗りつけは禁止されています。**
- 4 試験場 受験番号 00001～00660
会場名 南近代ビル
所在地 福岡県福岡市博多区博多駅南4-2-10

※ 指定された試験場以外では受験できませんので、ご注意ください。

5 持参品

- (1) 黒のボールペン
- (2) HBの鉛筆（シャープペンシル不可）
- (3) プラスチック消しゴム
- (4) 鉛筆削り
- (5) 腕時計（電卓、通信又はメモ等の機能がある時計の使用は認めない。）
- (6) マスク（無地のものに限る。）
- (7) 昼食
- (8) その他
 - ア コンパスの使用は認めない。
 - イ 定規（三角定規、分度器機能付きのものを除く。）の使用を認める。
 - ウ 置き時計の使用は認めない。

6 試験に関する一般事項について

- (1) 保健師国家試験出題基準については、「保健師助産師看護師国家試験出題基準 令和5年版」とする。
- (2) 試験中の飲食は禁止する。ただし、事前の申出により特別に許可された場合にはこの限りでない。
- (3) 試験中に机上に置くことができるのは、筆記用具（HBの鉛筆、プラスチック消しゴム）、定規（三角定規、分度器機能付きのものを除く。）、受験票及び特別に許可された物のみとする。
- (4) 試験中及び試験終了後の調査において不正行為が確認された場合には、その受験を停止させ、又はその試験を無効とし、一定期間の受験を認めないなどの処分をすることがある。

なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応

をとる場合がある。

- (5) 答案用紙は2種類あり、どちらか1種類を配布する。
- (6) 試験問題の持ち帰りを認める。
- (7) 試験場は借り上げたものであるから、汚さないように注意すること。
- (8) 試験場内での喫煙は禁止する。
- (9) 試験場内では、全て監督員の指示に従うこと。試験監督員の指示に従わない場合には受験させない、あるいは受験を停止させる場合がある。
- (10) 試験場及び近隣の迷惑にならないように、良識のある行動をとること。
- (11) 感染拡大防止のため、咳・くしゃみ、発熱等の症状がある場合には、あらかじめ医療機関を受診すること。
- (12) 試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、暖かい服装等とすること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。なお、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。
- (13) 試験場では昼食時等を除き常時マスク着用の上、体調不良の場合は必ず試験監督員等に申し出ること。マスクを着用していても、二の腕の内側で口を押さえ、他の人から顔をそむけて咳・くしゃみをすること。
会場においては、感染防止の観点からゴミ箱は設置しないため、鼻汁・痰などを含んだティッシュを含め、ゴミは全て持ち帰ること。
マスクの着用は説明書をよく読んで正しく着用すること。
- (14) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない。
- (15) 濃厚接触者※に該当した場合には、あらかじめ「11 試験に関する照会先」記載の厚生労働省医政局医事課試験免許室国家試験係に申し出ること。
※ 濃厚接触者とは、保健所から直接あるいは間接的に特定された者を指す。
- (16) 濃厚接触者については、以下の要件を全て満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める。

- ① 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）※¹の結果、陰性であること※²
- ② 受験当日も無症状であること
- ③ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- ④ 終日、別室で受験すること

※1 自治体等の指示する検査に限る（自治体等が指示した場合に限り、受験者自身が入手した抗原定性検査キットによる検査を含む）。

※2 厚生労働省ホームページに掲載されている確認票を事前にダウンロードし、必要事項を記載のうえ、試験場に持参すること。なお、事前に確認票を準備できなかった場合には、当日試験場入口にて確認票を必ず記載すること。また、自治体等から陰性証明書を交付されている場合は、併せて試

験場に持参すること。

ただし、検査の結果が試験当日までに判明しない場合（初期スクリーニングが行われない場合を含む）又はその余裕がない場合、②、③を満たしたうえで試験場へ来場した者は、別室での受験を認める。

(17) 海外から日本に入国して受験する場合、受験者は防疫対策として要請される事項に基づき行動する必要があることから、余裕を持って入国すること。

(18) **入場時に、濃厚接触者である受験者は、その旨を試験監督員等に申し出ること。**

(19) 試験場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5 度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5 度以上あった場合は、抗原定性検査キットによる検査を実施。検査の結果が陽性となった場合は、受験を認めない。陰性となった場合は、別室で受験すること。

(20) 災害等によって国家試験の時間等に変更が生じた場合は、厚生労働省ホームページに掲載するので、注意すること。

○厚生労働省ホームページアドレス

<https://www.mhlw.go.jp>

○試験に関する緊急情報に直接アクセスするURL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000109632.html>

(21) 災害等不測の事態によって、厚生労働省等から直接連絡があった場合はその指示に従うこと。

(22) 試験当日に、以下の①～④のいずれかに該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、必要書類を確認のうえ、受験手数料を返還する。

返還方法については、申請様式を含めて厚生労働省ホームページに掲載するので、確認すること。

① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者

② 濃厚接触者であり、(16)に掲げる要件を満たさない者

③ 日本の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により試験場に行くことができず、受験を断念した者

④ 試験当日に実施した抗原定性検査キットによる検査の結果が陽性となった者

(23) 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、今後、新型コロナウイルス感染症対策の内容を変更する場合には、厚生労働省ホームページに掲載するので、留意すること。

○新型コロナウイルス感染症対策に関するURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html

(24) 受験者自身や関係者が試験場の周辺で参集することにより、密集状態が生じることのないよう、受験者への止むを得ない付き添いや送迎を除いては、そうした行為を自粛すること。

(25) 受験者のうちに新型コロナウイルス感染症と診断された者が生じた場合には、積極的疫学調査を目的とした保健所等関係機関の要請により、受験者の連絡先等の個人情報等を当該機関に提示することがある。

(26) 試験当日、以下の①又は②に該当し別室で受験する者については、確認票の提出や抗原定性検査キットによる検査に時間を要すことから、説明開始時刻、試験開始時刻及び試験終了時刻を予定より遅らせることがある。

① 濃厚接触者

② 試験場で検温し 37.5 度以上であり、抗原定性検査キットによる検査の結果が陰性であった者

※学生係で対応のため不要

7 修業（卒業）証明書等の提出について

修業（卒業）見込証明書で出願した者は、令和 5 年 3 月 10 日（金曜日）**午後 2 時まで**に、出願した保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に修業（卒業）証明書を提出すること。

なお、上記期限までに修業（卒業）証明書が提出できない者については、上記期限までに修業（卒業）判定証明書を提出し、必ず令和 5 年 3 月 17 日（金曜日）**午後 2 時まで**に修業（卒業）証明書を提出すること。

各期限までに必要な書類が出願した保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出されないときは、当該受験は原則として無効とし、その後、修業（卒業）証明書の提出があっても受験は有効とはならないので特に注意すること。

※ 卒業式の日が 3 月 11 日（土曜日）以降であっても、卒業日が確定している場合には、3 月 10 日（金曜日）までに修業（卒業）証明書を提出して差し支えない。

ただし、卒業日が確定していない者については、3 月 10 日（金曜日）までに修業（卒業）判定証明書を提出すること。

※ 卒業年月日欄については、3 月 17 日（金曜日）までに卒業できると確定した日（卒業式の日を含む。）を記載すること。3 月 17 日（金曜日）以降の日が記載されているときは、当該受験は原則として無効となるので、特に注意すること。

8 合格発表及び正解肢の公表について

合格者は令和 5 年 3 月 24 日（金曜日）**午後 2 時**に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

また、厚生労働省のホームページにおいて、同時刻をもって、正解肢も掲載する。

なお、システムの関係上、掲載に数分間の誤差を生じることがある。（掲載期間は概ね 2 か月とする。）

電話による照会には一切応じないので厳に注意すること。

○合格速報に直接アクセスする URL

<https://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/successlist/2023/siken03/hp03.html>

※ 最終的な確認は必ず合格証書又は合格者番号一覧で行うこと。

9 成績の通知等について

受験者全員（欠席者及び受験無効者を除く。）に成績を通知することとし、合格者には厚生労働省から令和 5 年 3 月 24 日（金曜日）に合格証書を併せて発送する。

なお、令和 5 年 4 月 7 日（金曜日）までに到着しない場合には、**最寄りの郵便局へ郵便状況を確認した後に**、厚生労働省医政局医事課試験免許室へ問い合わせること。

10 合格者の免許申請について

合格者が有資格者として業務を行うには、免許申請を行い免許の登録を受ける必要があるため、速やかに免許申請を行うこと。

手続きの詳細については、厚生労働省のホームページで確認するとともに、不明な点があれば都道府県の衛生主管部（局）医務担当課又は保健所に問い合わせること。

○免許申請手続きに直接アクセスする URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html ※申請書は4月から勤務する病院で統括して提出する場合がありますので、必ず就職先の病院からの指示に従って提出をしてください。

11 試験に関する照会先

(1) 保健師国家試験運営本部事務所

〒135-0063 東京都江東区有明 3-6-11 T F Tビル東館 7F
電話番号 03 (5579) 6903

(2) 厚生労働省医政局医事課試験免許室国家試験係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話番号 03 (5253) 1111 内線 2574、2575、4143
F A X 番号 03 (3503) 3559

※ 試験に関する照会先に記載された電話番号への連絡については、午前 9 時から午前 12 時までと午後 1 時から午後 5 時までとする。（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）

12 試験時間（予定）

第 109 回保健師国家試験		
試験日	2 月 10 日 (金)	
	午 前	午 後
説明開始時刻	10:00	13:10
試験時間	10:40 ～ 12:00	13:55 ～ 15:15

13 交通、略図

14 試験室区分

※ 交通、略図、受験番号別試験室については、厚生労働省ホームページに掲載するので、あらかじめ確認すること。

○略図、交通、受験番号別試験室に関するURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/ryuuijiko_0001.html

※ 試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車、マイクロバス等での来場は認められないので留意すること。ただし、濃厚接触者である受験者を除く。

※ 試験室を間違えた場合、他の試験室では受験できないので注意すること。

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため試験場内の動線を制限する場合があります。

※ 試験日前の試験場への立ち入りは慎むこと。

13 交通、略図

南近代ビル

福岡県福岡市博多区博多駅南4-2-10

- ・ J R 「博多駅」より徒歩約18分
- ・ J R 「博多駅」旧都ホテル前「博多駅筑紫口」バス停 8、17、29、40、44、45 に乗車
→ 「山王公園前」バス停下車



※ 試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車、マイクロバス等での来場は認められないので留意すること。ただし、濃厚接触者である受験者を除く。

14 試験室区分

南近代ビル

(受験番号 00001～00660)

No.	建物	階	教室名	受験者数	受験番号
1	-	3	3F 会場 A	110	00001 ~ 00110
2	-	3	3F 会場 B	110	00111 ~ 00220
3	-	3	3F 会場 C	110	00221 ~ 00330
4	-	3	3F 会場 D	110	00331 ~ 00440
5	-	7	2 号室	110	00441 ~ 00550
6	-	7	8 号室	110	00551 ~ 00660

試験室の見方

例) 受験番号 00050 の場合

上記表のうち、受験番号 00050 は 00001～00110 に該当することから
3 階 3F 会場 A が試験室となる。

注 1) 試験室については、当日、試験場内の試験室に掲示してある受験番号でも確認すること。

注 2) 試験室を間違えた場合、他の試験室では受験出来ないので注意すること。

令和4年度厚生労働省所管医療関係職種国家試験における新型コロナウイルス感染症対策について

厚生労働省所管医療関係職種の国家試験の受験者及び関係者の皆様へ

令和4年度医療関係職種国家試験^{※1}に係る新型コロナウイルス感染症対策につきましては、以下のとおりといたします。

新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、今後、本取扱いを変更する場合には、このページに掲載するので、ご留意ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、臨床工学技士国家試験、義肢装具士国家試験、歯科衛生士国家試験、歯科技工士国家試験、救急救命士国家試験、あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験、きゅう師国家試験、柔道整復師国家試験、言語聴覚士国家試験、薬剤師国家試験、管理栄養士国家試験

- 1 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない。
- 2 濃厚接触者^{※2}については、以下の要件を全て満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める。
 - A 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）^{※3}の結果、陰性であること^{※4}
 - I 受験当日も無症状であること
 - U 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
 - E 終日、別室で受験すること

※2 濃厚接触者とは、保健所から直接あるいは間接的に特定された者を指す。
（感染状況など地域の実情に応じて判断されるため、ご不明な点があれば各自治体にご確認ください）

※3 自治体等の指示する検査に限る（自治体等が指示した場合に限り、受験者自身が入手した抗原定性検査キットによる検査を含む）。

※4 別添の確認票を事前にダウンロードし、必要事項を記載の上、試験場に持参すること。なお、事前に確認票を準備できなかった場合には、当日試験場入口にて確認票を必ず記載すること。また、自治体等から陰性証明書を交付されている場合は、併せて試験場に持参すること。

○確認票

ただし、検査の結果が試験当日までに判明しない場合（初期スクリーニングが行われない場合を含む）又はその余裕がない場合、I、Uを満たしたうえで試験場へ来場した者は、別室での受験を認める。

- 3 海外から日本に入学して受験する場合、受験者は防疫対策として要請される事項に基づき行動する必要があることから、余裕を持って入学すること。

- 4 試験場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合は、抗原定性検査キットによる検査を実施。検査の結果が陽性となった場合は、受験を認めない。陰性となった場合は、別室で受験させる。
- 5 試験当日に、以下のア～エのいずれかに該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、必要書類を確認のうえ、受験手数料を返還する。
- ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者
 - イ 濃厚接触者であり、2に掲げる要件を満たさない者
 - ウ 日本の新型コロナウイルス感染症対策に関する水際対策により試験場に行くことができず、受験を断念した者
 - エ 試験当日に実施した抗原定性検査キットによる検査の結果が陽性となった者
- ※詳細は[こちら](#)
- 6 受験者自身や関係者が試験場の周辺で参集することにより、密集状態が生じることのないよう、受験者への止むを得ない付き添いや送迎を除いては、そうした行為を自粛すること。
- 7 受験者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、積極的疫学調査を目的とした保健所等関係機関の要請により、受験者の連絡先等の個人情報に当該機関に提示することがある。
- 8 試験当日、以下のア又はイに該当する別室で受験する者については、確認票の提出や抗原定性検査キットによる検査に時間を要すことから、説明開始時刻、試験開始時刻、及び試験終了時刻を予定より遅らせることがある。
- ア 濃厚接触者
 - イ 試験場で検温し37.5度以上であり、抗原定性検査キットによる検査の結果が陰性であった者

なお※1のうち、医師国家試験から視能訓練士国家試験までの10試験に関し、学校養成所長等宛の通知において別途案内することとしておりました新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和4年12月23日付けで以下のとおり発出してあります。

- [医政医発1223第1号「第117回医師国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について」](#)
- [医政歯発1223第1号「第116回歯科医師国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について」](#)
- [医政看発1223第2号「第109回保健師国家試験、第106回助産師国家試験及び第112回看護師国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について」](#)
- [医政看発1223第3号「第112回看護師国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について」](#)（EPA受入れ施設向け）
- [医政看発1223第4号「第112回看護師国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について」](#)（EPA受入れ調整機関・研修実施機関向け）
- [医政医発1223第2号「第75回診療放射線技師国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について」](#)
- [医政医発1223第3号「第69回臨床検査技師国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について」](#)
- [医政医発1223第4号「第58回理学療法士国家試験及び第58作業療法士国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について」](#)
- [医政医発1223第5号「第53回視能訓練士国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について」](#)

【照会先】

厚生労働省

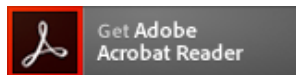
医政局 医事課 試験免許室 国家試験係

（電話）03（5253）1111（内線2574、2575、4143）

試験当日：（電話）03（3595）2204

健康局 健康課 栄養指導室試験免許係

（電話）03（5253）1111（内線2953、2972）



- ▶ [PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

※申請書は4月から勤務する病院で統括して提出する場合がありますので、必ず就職先の病院からの指示に従って提出をしてください。

看護師免許申請手続

有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の籍簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。

※免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書で確認してください。

I 免許申請に必要な書類について

- (1) 免許申請書（所定の用紙を使用してください。）
- (2) 診断書（所定の診断書を使用し、発行の日から1ヶ月以内のものを添付してください。）
※障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付(様式不問)も可(提出は任意)。
- (3) 住民票の写し（本籍（外国籍の方は国籍）が記載されかつ、個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）または戸籍抄（謄）本
※コピー不可（発行の日から6ヶ月以内）のものを添付してください。
※出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。
なお、外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付してください。
 - ・短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し
 - ・中長期在留者、特別永住者：住民票の写し
- (4) 登録免許税納付のための9,000円分の収入印紙（収入印紙は申請書の収入印紙欄に貼ってください。）
- (5) 登録済証明書用はがき（希望される方のみ。詳細については下記IVを参照してください。）

II 免許申請書の書き方について

- (1) 該当する不動文字を○で囲み、数字は右側につめて記入してください。例「

1	3
---	---

」
- (2) 生年月日については、日本国籍の方は元号で、外国籍の方は西暦で記入してください。
- (3) 氏名欄は住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。
住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本に記載されている文字で登録を行います。
- (4) 戸籍抄（謄）本によって氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入してください。
- (5) 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の方で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に記入してください。
- (6) 外国籍の方で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可。）
- (7) 申請年月日については、下線の左側に必ず元号を記入してください。

III 免許申請書の提出方法について

上から、免許申請書、診断書、住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本の順にそろえ、右上部のホチキス位置で留め、住所地を管轄する保健所に提出してください。

IV 登録済証明書について

※登録済証明書は3月上旬頃学生係に届く予定です。学位授与式の時にお渡しする予定ですが、就職先が統括して提出する等の関係で早く欲しい方へ学生係の窓口で配付予定です。

免許登録後、免許証が申請者に届くまで2～3ヶ月程度要するので、希望に応じて登録済証明書を発行します。（登録日から一両日中に発行されます。）就職先で求められることがありますので、必要の有無を確認してください。なお、免許申請後に登録済証明書の発行を希望された場合、対応できないことがありますのでご注意ください。

※「希望に応じて」とありますが、

- (1) 所定の登録済証明書用はがきを使用すること。原則申請をしてください。
- (2) 裏面は氏名欄のみ記入すること。
- (3) 必ず63円分の切手を貼付すること。（お急ぎの場合は、通常の切手分に加え速達（290円）分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。）
- (4) 表面は確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入すること。
- (5) 診断書裏面にクリップで留めて提出すること。

訂正する場合は、二重線で訂正し、訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

ホチキス位置

厚生労働省記入欄	登録番号	※記入しない
	登録年月日	

収入印紙欄
(収入印紙は消印しないで下さい)

9,000円分貼付してください

第一号の三様式(第一条の三、附則第六項関係)

誤りがあると登録できませんので、正確に記入してください。

看護師 免許申請書

受験地コード

平成 令和	5年	2月	施行	第112回	看護師国家試験合格	受験地	福岡	受験番号	* * * * *
----------	----	----	----	-------	-----------	-----	----	------	-----------

該当者のみ記入すること

旧規則	免状下付年月日	昭和 平成	年月日	免状下付都道府県	都道府県	免状下付番号	第	号
米国民政府布令	免許交付年月日	昭和 平成	年月日	米国民政府布令36・162号		免許交付番号	第	号

1～5の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

- 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び開交通違反の罰則等(青切符)の場合、記入の必要はありません。
有・**無**
- 看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、免許登録前に業務に従事した場合、有に該当します。
有・**無**
- 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は変更があれば記入し、変更後の戸籍謄(抄)本を添付してください。
有・無 東京都 九大花子
- 旧姓併記の希望の有無。
有・**無**
- 過去に看護師免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)
有・**無**

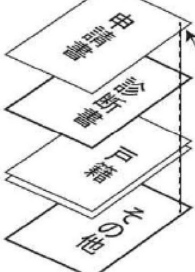
上記により、看護師免許を申請します。

令和 *年 *月 *日

本籍(国籍)	福岡都道府県	マンション等であれば、マンション名、〇〇棟〇〇号室まで記入してください。
住所	〒812-8582 福岡都道府県 福岡市東区馬出3丁目1番1号	
電話	092 (642) 6681	
ふりがな	(氏) きゅうだい (名) はなこ	
氏名	九大 花子	性別 男 女
通称名	戸籍どおりの字で記入してください。(ただし、俗字、略字は正字に置き換えることがあります。)	

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	1年 3月 1日	日本国籍の方は元号で、外国籍の方は西暦で記入してください。
------	----------------------	----------	-------------------------------

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印		<p>添付する戸籍抄(謄)本が複数枚におよび、左側がホチキスで綴じられている場合はホチキスを外し、書類一式を申請書右上のホチキス位置で綴じてください。</p> <p>B4サイズの戸籍抄(謄)本は、表面が外側になるように中央で二つ折りにして添付してください。</p> <p>職種によってその他に必要な書類がある場合は一番下に添付してください。</p>	受付印
-----------	---	--	-----

保健師免許申請手続

有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の籍簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。

※免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書で確認してください。

I 免許申請に必要な書類について

- (1) 免許申請書（所定の用紙を使用してください。）
- (2) 診断書（所定の診断書を使用し、**発行の日から1ヶ月以内**のものを添付してください。）
※障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付(様式不問)も可(提出は任意)。
- (3) 住民票の写し（本籍（外国籍の方は国籍）が記載されかつ、個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）または戸籍抄（謄）本
※**コピー不可**（**発行の日から6ヶ月以内**のものを添付してください。）
※出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。
なお、外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付してください。
 - ・短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し
 - ・中長期在留者、特別永住者：住民票の写し
- (4) 登録免許税納付のための**9,000円分の収入印紙**（収入印紙は申請書の収入印紙欄に貼ってください。）
- (5) 登録済証明書用はがき（希望される方のみ。詳細については下記IVを参照してください。）
※ 看護師国家試験に合格していない場合は、保健師の登録はできません。（旧規則による保健婦免許を受けた者は除く。）

II 免許申請書の書き方について

- (1) 該当する**不動文字**を○で囲み、数字は右側につめて記入してください。例「

1	3
---	---

」
- (2) 生年月日については、日本国籍の方は元号で、外国籍の方は西暦で記入してください。
- (3) **氏名欄は住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。**
住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本に記載されている文字で登録を行います。
- (4) 戸籍抄（謄）本によって氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入してください。
- (5) 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の方で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に記入してください。
- (6) 外国籍の方で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可。）
- (7) 申請年月日については、**下線の左側に必ず元号を記入**してください。

III 免許申請書の提出方法について

上から、免許申請書、診断書、住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本の順にそろえ、右上部のホチキス位置で留め、住所地を管轄する保健所に提出してください。

IV 登録済証明書について

※登録済証明書は3月上旬頃学生係に届きます。学位記授与式の時にお渡しする予定ですが、就職先が統括して提出する等の関係で早く欲しい方へ学生係の窓口で配付予定です。

免許登録後、免許証が申請者に届くまで2～3ヶ月程度要するので、希望に応じて登録済証明書を発行します。（登録日から一両日中に発行されます。）就職先で求められることがありますので、必要の有無を確認してください。なお、免許申請後に登録済証明書の発行を希望された場合、対応できないことがありますのでご注意ください。

- (1) 所定の登録済証明書用はがきを使用すること。 ※「希望に応じて」とありますが、原則申請をしてください。
- (2) 裏面は**氏名欄のみ**記入すること。
- (3) **必ず63円分の切手を貼付**すること。（お急ぎの場合は、通常の切手分に加え速達（290円）分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。）
- (4) 表面は**確実に受取可能な住所、受取人氏名**を記入すること。
- (5) 診断書裏面に**クリップ**で留めて提出すること。

訂正する場合は、二重線で訂正し、訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

ホチキス位置

厚生労働省記入欄	登録番号	※記入しない
	登録年月日	

収入印紙欄
(収入印紙は消印しないで下さい)
9,000円分貼付してください

第一号様式 (第一条の三、附則第六項関係)

誤りがあると登録できませんので、正確に記入してください。										保健師 免許 申請書			受験地コード		11		
平成 令和	5	年	2	月	施行	第	109	回	保健師国家試験合格	受験地	福岡	受験番号	*	*	*	*	*

該当者のみ記入すること

旧規則	免状下付年月日	昭和 平成	年	月	日	免状下付都道府県	都道府県	免状下付番号	第	号
米国民政府布令	免許交付年月日	昭和 平成	年	月	日	米国民政府布令36・162号		免許交付番号	第	号

- 1～6の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。
- 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び開交通違反の罰則等(青切符)の場合、記入の必要はありません。
有・**無**
 - 保健師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違免許登録前に業務に従事した場合、有に該当します。
有・**無**
 - 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は変更があれば記入し、変更後の戸籍謄(抄)本を添付してください。
有・無 東京都 九大花子
 - 看護師国家試験合格の有無。(有の場合、看護師籍の登録番号又は看護師国家試験合格の年月等)昭和
有・無 第*****号 / 平成 5年 2月施行第 112回看護師国家試験合格 受験地 福岡 受験番号 *****
令和
看護師国家試験に合格していない場合、助産師免許を登録できません。
 - 旧姓併記の希望の有無。
有・**無**
 - 過去に保健師免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)
有・無
- 上記により、保健師免許を申請します。

令和 *年*月*日

本籍(国籍)	福岡都府 県	マンション等であれば、マンション名、〇〇棟〇〇号室まで記入してください。
住所	〒 812-8582 福岡都府 県 福岡市東区馬出3丁目1番1号	
電話	092 (642) 6681	

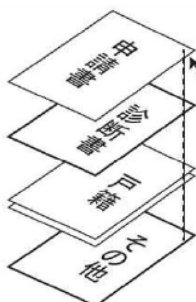
ふりがな	(氏) きゅうだい (名) はなこ
氏名	九大 花子
通称名	(旧) 戸籍どおりの字で記入してください。(ただし、俗字、略字は正字に置き換えることがあります。)

性別	男
	女

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	1年 3月 1日	日本国籍の方は元号で、外国籍の方は西暦で記入してください。
------	----------------------	----------	-------------------------------

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印



添付する戸籍抄(謄)本が複数枚におよび、左側がホチキスで綴じられている場合はホチキスを外し、書類一式を申請書右上のホチキス位置で綴じてください。

B4サイズの戸籍抄(謄)本は、表面が外側になるように中央で二つ折りにして添付してください。

職種によって他に必要書類がある場合は一番下に添付してください。

受付印

添付書類：旅券その他の身分を証する書類の写し

添付書類：旅券その他の身分を証する書類の写し
申請の事由を証する書類

留意事項

留意事項

【旅券】

- ・ 籍又は名簿の登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されている頁であること。
- ・ 都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・ 英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。(申請者が作成のもので可)

【旅券その他の身分を証する書類】

- ・ 同左

【その他の身分を証する書類】

- ・ 当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・ 具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書 など。
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・ 免許申請に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)

【申請の事由を証する書類】

- ・ 当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、訂正申請する登録事項(氏名、国籍等)の**変更前の内容が記載されているもの**。
- ・ 具体的には、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書で変更箇所を訂正する記述がされていることにより変更前の内容が確認できるもの。
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・ 申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)

添付書類：住民票の写し

添付書類：住民票の写し
申請の事由を証する書類

留意事項

留意事項

【住民票の写し】

- ・ 国籍等の記載があるもの
- ・ 発行の日から六ヶ月以内のもの。
- ・ 個人番号が記載されていないもの。

【住民票の写し】

- ・ 同左

中長期在留者
特別永住者

【申請の事由を証する書類】

- ・ 公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項(氏名、国籍等)の**変更前の内容が記載されているもの**。
- ・ 具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した書類で変更前の内容が確認できるもの。
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・ 申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・ 変更の履歴が記載されている「住民票の写し」が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。